第二百十一号議案

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員会関係手数料条例（平成二十年東京都条例第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

収支報告書等の写しの交付手数料	写し（単色刷り）一枚につき十円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複写した光ディスク一枚につき百円

」

を

「

収支報告書等の写しの交付手数料	写し又は電磁的記録を印刷物として出力したもの（単色刷り）一枚につき十円
	電磁的記録（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を含む。）を複写した光ディスク一枚につき百円

」

に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考

一　用紙の両面に印刷された写し又は電磁的記録を印刷物として両面で出力したものについては、片面を一枚として算定する。

二　写し又は電磁的記録を印刷物として出力したものを交付する場合は、原則として日本産業規格Ａ列三番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格Ａ列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

附　則

この条例は、令和九年一月一日から施行する。

（提案理由）

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の施行に伴い、収支報告書等の写しの交付に関する手数料に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。